

千葉県立保健医療大学評議会規程

平成21年4月1日

規程 第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第14条第5項の規定により、評議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 評議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、副学長がその職務を代理する。

(会議の成立及び議事)

第3条 評議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 評議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第4条 学長は、必要に応じ、構成員以外の者の評議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第5条 評議会は、議事について議事録を作成する。

(庶務)

第6条 評議会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。